（保管金払込事務等取扱規程の一部改正）

第七条　保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第五号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程の一部改正）

第八条　特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第三号書式、第四号書式及び第六号書式から第十二号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特別調達資金出納官吏事務規程の一部改正）

第九条　特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第二号書式、第四号書式から第七号書式まで及び第九号書式から第十七号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特別調達資金使用計画等取扱規則の一部改正）

第十条　特別調達資金使用計画等取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第五号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（支出負担行為等取扱規則の一部改正）

第十一条　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第三号書式まで及び第四号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第十二条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

別紙第二号書式、別紙第三号書式及び別紙第五号書式から別紙第十六号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第十三条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七号書式から第十六号書式まで、第十九号書式から第二十一号書式まで、第二十八号書式、第三十号書式から第三十一号の四書式まで、第三十五号の三書式、第三十六号書式及び第三十八号書式から第四十二号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第十四条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二号書式から第四号書式までの用紙寸法中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（物品管理法施行規則の一部改正）

第十五条　物品管理法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（債権管理事務取扱規則の一部改正）

第十六条　債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別紙第五号書式、別紙第十一号書式及び別紙第十三号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正）

第十七条　特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令の一部改正）

第十八条　国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三号書式及び第三号の二書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（決算調整資金事務取扱規則の一部改正）

第十九条　決算調整資金事務取扱規則（昭和五十三年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第二十条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式（その一）、別紙第二号書式から別紙第五号書式まで、別紙第六号書式及び別紙第七号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（貨幣回収準備資金事務取扱規則の一部改正）

第二十一条　貨幣回収準備資金事務取扱規則（平成十五年財務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部改正）

第二十二条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙第三号書式から別紙第七号書式まで及び別紙第十号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特別調達資金の報告書及び帳簿の様式及び記入の方法に関する省令の一部改正）

第二十三条　特別調達資金の報告書及び帳簿の様式及び記入の方法に関する省令（平成二十年財務省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号書式、別表第三号書式及び別表第五号書式から別表第十五号書式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政府担保振替国債取扱規則の一部改正）

第二十四条　政府担保振替国債取扱規則（平成二十三年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式及び別紙第二号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（東日本大震災に伴う救じゅつ又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金等の保管出納に関する件に係る寄附金の保管金取扱規程等の臨時特例に関する省令の一部改正）

第二十五条　東日本大震災に伴う救じゅつ又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金等の保管出納に関する件に係る寄附金の保管金取扱規程等の臨時特例に関する省令（平成二十三年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式及び別紙第二号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（平成二十八年熊本地震に伴う救じゅつ又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金等の保管出納に関する件に係る寄附金の保管金取扱規程等の臨時特例に関する省令の一部改正）

第二十六条　平成二十八年熊本地震に伴う救じゅつ又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金等の保管出納に関する件に係る寄附金の保管金取扱規程等の臨時特例に関する省令（平成二十八年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第二号書式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。